

平成5年（行ウ）第4号再処理事業指定処分取消請求事件

原告 大下由宮子 外157名

被告 原子力規制委員会

令和3年（行ウ）第1号六ヶ所再処理事業所再処理事業変更許可処分取消請求事件

5 原告 山田 清彦 外105名

被告 国（処分行政庁 原子力規制委員会）

準備書面（225）

～プルトニウム利用計画の破綻・

10 再処理＝プルトニウム生産の不要性と判断枠組み～

2026年（令和8年）3月13日

青森地方裁判所 民事部 御中

15 原告ら訴訟代理人

弁護士 浅 石 紘 爾

弁護士 海 渡 雄 一

20 弁護士 伊 東 良 徳

弁護士 中 野 宏 典

25

目 次

第1	はじめに	5
1	再処理施設はプルトニウム利用のための施設であること	5
2	再処理施設操業の大幅な遅延	6
5	3 本書面の目的	6
4	本書面の要旨（サマリー）	7
第2	本件再処理施設稼働の正当性・有益性と訴訟における判断枠組みとの関係	8
1	「相対的安全」は比較衡量を前提としていること	8
2	有益性が認められない場合には、原子力施設の稼働を受忍できないこと	8
10	(1) 適切な比較衡量	8
(2)	女川原発控訴審判決（平成11年仙台高判）、もんじゅ一審判決（平成12年福井地判）	9
3	まとめ	10
第3	本件再処理施設が稼働の正当性・有益性を欠くこと	10
15	1 核燃料サイクル計画とその破綻	10
(1)	核燃料サイクルという幻	10
(2)	高速増殖炉・新型転換炉開発の破綻	11
2	日本のプルトニウム保有と再処理計画の挫折	12
(1)	国内での再処理計画の挫折	12
20	(2) 本件再処理施設も稼働の見込みがないこと	13
(3)	国外における再処理委託契約	14
3	本件再処理施設の計画の挫折	14
(1)	度重なる延期	14
(2)	新規制基準適合審査（事業指定変更許可）の状況（下表参照）	15
25	(3) 建設費用の増大	16
(4)	「レッドセル問題」によって稼働は絶望的となったこと	16
4	プルサーマルとフルMOXは再処理さえやめれば不要な政策	17

	(1) プルサーマル計画とは	17
	(2) 新型転換炉によるプルトニウム利用計画の破綻から生まれたフルMOX	19
第4	プルサーマル計画の破綻	20
5	1 プルトニウム保有量の推移とプルトニウム利用計画の変遷.....	20
	2 余剰プルトニウム削減の外圧と政府の対応	23
	3 プルサーマル計画頓挫の現状	24
	(1) プルサーマル原発と MOX 供給の停滞	24
	(2) プルトニウムの需給バランス	24
10	(3) キャップ制上限オーバー	27
	4 まとめ一本件再処理施設は不要	27
第5	プルトニウム利用関連で続発した重大事故	28
	1 動燃東海再処理工場事故と東海村 JCO 臨界事故	28
	2 JCO 臨界事故の反省と教訓	29
15	第6 データ捏造事件と重大事故によってプルトニウム利用計画は頓挫.....	30
	1 いくつものデータ捏造・隠ぺい事件	30
	2 美浜3号機配管破断事故	30
	3 高浜原発3, 4号機.....	30
	4 新潟中越沖地震と新耐震指針	31
20	5 福島第一原発事故とプルサーマルでの大量消費計画の破綻.....	33
	6 浜岡原発の基準地震動に関するデータ捏造	33
第7	本件再処理施設はその稼働の正当性・有益性を欠くこと	35
	1 本件再処理施設が生産する予定のプルトニウムについては、その用途が喪わ れていること	35
25	2 本件再処理施設と大間原発の計画を停止すれば、問題は解決する	36
	3 余剰プルトニウムは廃棄物として処分すれば足りる	36
	4 イギリスでは民生プルトニウムを廃棄物として処分する方針を採択した..	36

第8	日本政府の再処理政策への固執の背後に何があるのか	37
1	相次ぐ政権幹部による核武装容認発言と核抑止論	37
2	非核三原則の見直し論	39
3	核武装しないことは、単なる政策ではなく、日本国の法的な義務である ..	40
5	4 核武装しないことは、日本国の国際条約上の義務である	40
5	5 再処理政策を放棄することが急務である	41
6	6 減容化・有害度低減目的も無理	41
第9	まとめ	41

第1 はじめに

1 再処理施設はプルトニウム利用のための施設であること

本件再処理施設は、原発の使用済燃料からプルトニウムを取り出す、プルトニウムの生産工場である。

- 5 もともと、プルトニウムは、核爆弾の材料であるが、原子力開発（民生用）においては、核燃料サイクルを構成する高速増殖炉の燃料とするものとされてきた。しかし、後述する通り、高速増殖炉の開発計画は、高速増殖炉原型炉「もんじゅ」の廃炉によって頓挫しており、その後の具体的なめどはたっていない。

- 10 日本政府は、第二のプルトニウム利用方法として新型転換炉 ATR の開発を計画したが、新型転換炉ふげんも、すでに廃炉となって、その後継計画として高速炉開発が登場しているが実現の先行きは不透明である。

現時点におけるプルトニウム利用の本命は、全炉心にMOX燃料¹を装荷する、いわゆる「フルMOX」炉である。これが大間原発である。フルMOXの商業用原子炉は、大間原発を除いて世界に例がない。

- 15 MOX燃料を軽水炉で用いることが、通常のウラン燃料に比べてコントロールが難しく、運転の安全確保が困難である一方で、事故時の環境に対する影響も大きい。にもかかわらず、なぜプルトニウム燃料炉を建設運転するのかについては、再処理によって生み出されたプルトニウムの用途としか説明されていない。

- 20 一般に、何らかの危険を内包する化学機器・製品や施設を利用する場合に、その危険が大きければ大きいほど、求められる安全性は高くなる（反比例原則）。また、他に例がなく、コントロールも難しいということは、その科学技術が未成熟で、不定性が極めて大きいことを意味する。原発においては、核燃料はペレットに焼き固められ、燃料棒に密封され、さらに原子炉の圧力容器と原発の格納容器と5重もの障壁によって環境中への放射能の放出を防ぐと説明されてきた。
- 25

¹ 使用済燃料から取り出したプルトニウムとウランとを混合して作られた混合酸化物（Mixed Oxide）燃料。

これに対して、再処理工場においては、建屋と容器・配管という2重の障壁の下で燃料棒を切断し、ペレットを硝酸で溶解し、高レベルの放射性溶液の状態としたうえで、これを化学的なプロセスを通じて、プルトニウムを抽出するという工程であり、極めて高度の安全が要求されるプロセスとなっている。その取扱いにおいて失敗すれば、臨界事故や蒸発乾固のような破局的な事故を引き起こす可能性があるし、地震によって建屋・機器が破壊されれば、直ちに高レベル放射性物質が環境中に放出する可能性がある。

このように、不定性の大きい科学技術を利用し、さらに危険性の大きい施設を稼働するということになれば、一般の原子炉技術よりもいっそう不定性を保守的に評価するのとなければ、安全が確保されたとはいえず、「災害の防止上支障がない」と評価すべきでない。

2 再処理施設操業の大幅な遅延

福島第一原発事故の発生により、本件再処理施設の本格操業は途中で中止された。長期にわたって、本件再処理事業は足踏み状態となり、施設そのものの劣化、老朽化が懸念される。さらに、後述するように、耐震性能の不足が明らかとなっても、アクティブ試験による設備・機器、配管などの汚染のためにその耐震補強ができないというレッドセル問題についても克服のめどが立っていない。

日本原燃に、本件再処理施設を竣工させ、操業（定常運転）できるだけの専門的な技術能力を有しているかは極めて疑問な状況である。

試運転が始まった状況で事業がストップしてしまっている本件再処理事業の場合、安全対策の不備、大小の事故・トラブルが噴出し、27回もの延期を余儀なくされ建設が開始されてから約40年が経過しても竣工に至らないという尋常では考えられない異常な経緯をたどっている。

25

3 本書面の目的

本書面の記載内容は、①高速増殖炉と核燃料サイクルが挫折したこと、②大

間原発フルMOX炉を含むプルサーマル計画はプルトニウムの燃焼計画としての意味しか持っていないこと、③プルサーマル計画が破綻していること、④本件再処理施設は、核燃料サイクルの破綻を糊塗して、原発の使用済燃料プールに保管するためだけの施設として位置付けられていること、そして、⑤あらたにプルトニウムを抽出する施設としては、その稼働の正当性・有益性は明らかに失われていることを明らかにするものである。

4 本書面の要旨（サマリー）

(1) 相対的安全の考え方は、危険の程度と科学技術の利用により得られる利益の大きさを比較衡量することとされており、通常の原子力施設と比較して、相対的に稼働の正当性・有益性が乏しい場合には、より高度の安全が求められるべきである。まして、正当性・有益性が著しく乏しい場合には、潜在的被害者にとって、その施設に内在する危険を受忍できないため、それだけで差止め・許可の取消が認められるべきである。

もんじゅ一審判決（福井地判）でも、有益性を理由に生命・身体への危険を正当化することはできないとしつつも、有益性を欠く場合には人格権侵害の具体的危険の存在が推認されるという片面的比較衡量の考え方が採用されている。

このように、原子力施設における稼働の正当性・有益性の存否は、当該施設の安全に関する判断枠組みにおいて重要な要素の一つである（以上、第2）。

(2) 日本の原子力政策の要であった高速増殖炉計画及び新型転換炉計画は挫折し、プルサーマル計画及び大間のフルMOX原子炉計画は、破綻した上記政策の延命策として、「余剰プルトニウムを持たない」という国際公約維持のためだけに存在している。

このように核燃料サイクル政策全体が破綻しており、プルトニウム利用の前提そのものが消滅している。よって本件再処理施設はその稼働の正当性・有益性が著しく乏しく、原告らの人格権侵害の具体的危険が事実上推認され

るべきである（以上、第3ないし第9）。

第2 本件再処理施設稼働の正当性・有益性と訴訟における判断枠組みとの関係

1 「相対的安全」は比較衡量を前提としていること

5 本件再処理施設は、第3で述べるとおり、稼働の正当性・有益性を欠く原子力施設である。通常の原因における稼働の正当性・有益性（電力需要に応えるための発電）と比較して、相対的に稼働の正当性・有益性が乏しいことは明らかである。

10 そこで、まず、そのような主張が、本件訴訟の判断枠組みとの関係でどのように位置づけられるかについて述べる。

原子力施設に求められる安全の程度については、「危険の程度と科学技術の利用により得られる利益の大きさとの比較衡量の上で、当該装置を一応安全なものとして利用する」という相対的安全の考え方を前提としつつも、原子力施設事故の影響を受ける周辺住民を含む潜在的被害者にとって、危険（リスク）が受

15 忍せざるを得ないといえる限度にまで低減されていることと捉えるべきである。

相対的安全の考え方が前提となる以上、正当性・有益性（得られる利益の内容・程度、稼働の必要性）と許容性・安全性（失われる利益の内容・程度、施設の安全が確保されていること）について適切に比較衡量することが不可欠となる。

20

2 有益性が認められない場合には、原子力施設の稼働を受忍できないこと

(1) 適切な比較衡量

前述のとおり、相対的安全の考え方は、原子力施設の稼働に正当性・有益性が存在することを前提として、その有益性と原子力施設の危険の程度とを

25 比較衡量して、「潜在的被害者にとって、危険（リスク）が受忍せざるを得ないといえる限度にまで低減されているといえるか」否かを判断しようというものであるから、前提として、当該原子力施設の稼働に、正当性・有益性が

存在しなければならない。

したがって、原子力施設の稼働に正当性・有益性が認められない（あるいは著しく低い）場合には、それだけで、内在する膨大な危険を受忍することはできず、「災害の防止上支障がない」と評価することはできず、潜在的被害者に対する人格権侵害の具体的危険が認められることとなる。

また、仮に、正当性・有益性を欠くとまでは断定できないとしても、相対的に稼働の正当性・有益性が乏しい場合には、安全が確保されているかという各論の判断において、より高度の安全が求められるべきである。そして、高度の安全が確保されているかという判断に関しても、より慎重な判断がなされなければならない。

(2) 女川原発控訴審判決（平成11年仙台高判）、もんじゅ一審判決（平成12年福井地判）

この点に関して、原告らの主張に沿う内容の裁判例として、女川原発に係る仙台高判1999（平成11）年3月31日・判時1680号46頁や高速増殖炉もんじゅに関する福井地判2000（平成12）年3月22日・判タ1043号259頁などがある。

女川原発仙台高判は、必要性の高さを理由として、安全の確保されていない原発の稼働を認めることができないとする一方で、「原子力発電所の必要性が著しく低いという場合には、これを理由としてその建設・運転の差止めが認められるべき余地がある」と判示しているし、もんじゅ福井地判は、「『有益性』は、人の生命、身体に対する危険が社会通念上無視できる程度まで低いものであるとしても、それは零でない以上、この危険をもたらす活動には、右危険を超えるだけの有用性が要求されるという限りにおいて、本件原子炉施設の安全性の判断に含まれるものと解すべきである」と判示している。この理は、本件再処理施設にもあてはまるといえる。いずれも原告らの主張（片面的比較衡量論）に沿う内容と言える。

この論理に対して、有益性を理由に安全の程度を切り下げることは許され

ないから、このような考え方は採用できない、という反論が予想されるが的外れである。原子力事故被害の特異性等を踏まえて、必要性が著しく低い場合に、これを理由として建設・運転の差止め、行政処分の取消しが認められるべきである。

5

3 まとめ

以上のような判断枠組みとの関連性を踏まえて、以下、第3において、本件再処理施設が稼働の正当性・有益性を欠いていることを述べる。

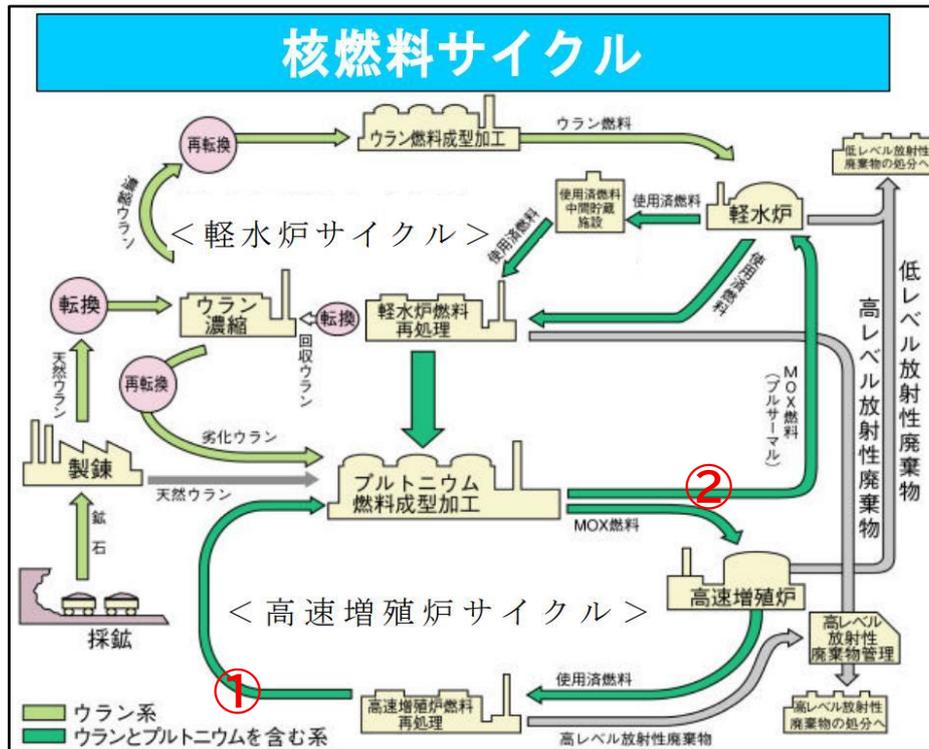
10 第3 本件再処理施設が稼働の正当性・有益性を欠くこと

1 核燃料サイクル計画とその破綻

(1) 核燃料サイクルという幻

現在、世界中で運転されているほとんどの原発は、ウラン酸化物燃料を装荷した軽水炉である。

15 しかし、過去においては、ウラン枯渇の懸念から、ウラン燃料の燃焼過程で生成されるプルトニウムを再処理によって抽出（加工）し、これを高速増殖炉という特殊な原子炉で燃焼させ、さらにプルトニウムを増殖させるという「核燃料サイクル」の必要性が叫ばれていた。日本でも、「発電用原子炉開発のための長期計画」ないし「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計
20 画」などに基づいて、核燃料サイクルが原子力利用の根幹とされ、その中心的な施策として、1990（平成2）年ころまでに高速増殖炉「もんじゅ」を開発・建設する方向で進められてきた（図表1の①高速増殖炉サイクル）。



図表1 核燃料サイクルの概要²

(2) 高速増殖炉・新型転換炉開発の破綻

5 しかし、計画は困難を極め、実質的に破綻した。

- ① まず、高速増殖炉の実用化は何度も先延ばしにされてきた。1995（平成7）年12月、もんじゅの起動試験中に、ナトリウム³漏えい火災事故が発生した。プラントトリップ試験⁴のための出力上昇中に、2次主冷却系Cループ配管部からのナトリウム漏えい事故が起きたのである。この事故は、
- 10 原子力利用の安全性そのものに大きな疑念のあることを示し、また、事故後に動燃事業団がナトリウム漏れと火災の深刻な状況を隠し、原子力開発

² 2003（平成15）年8月原子力委員会作成の「核燃料サイクルについて」4枚目の図に加筆したもの。

³ もんじゅは、冷却材としてナトリウムを用いるため、冷却系配管の中にナトリウムが入っている。

⁴ 出力運転中にプラントに異常が発生した場合に、原子炉が自動停止（トリップ）し、プラント全体が安全に停止することを確認する試験。

研究の閉鎖性が明るみになり、社会的にも大きな問題となった。結局、運転を再開できないまま、2016（平成28）年12月21日に、原子力発電関係閣僚会議によって廃止が決定された。

- 5 ② 他方、新型転換炉（ATR）としては、1970（昭和45）年に、福井県敦賀市に原型炉「ふげん」が建設された。続いて、青森県大間町において、電源開発（株）が新型転換炉（ATR）の実証炉（60万kW）を建設することが予定された。

10 新型転換炉の運転開始についても、1982年長期計画では1990年代初めとされていたが、1987年長期計画では1990年代半ばに、1994年長期計画では2000年代初頭と計画の先送りが続いた。

15 そして、1995（平成7）年7月、電気事業連合会（以下「電事連」という。）は、建設費や発電単価の増大など、経済合理性がないことを理由に、大間町における実証炉計画の開発計画中止を公表した（なお、ふげんは2003（平成15）年に運転を終了し、廃炉作業を行っている⁵）。

2 日本のプルトニウム保有と再処理計画の挫折

(1) 国内での再処理計画の挫折

- 20 ① 上記のとおり、高速増殖炉・新型転換炉による核燃料サイクル計画は迷走の果てに破綻したが、その間、日本は、基本の方針として、これらの原子炉で使用するため、使用済のウラン燃料を全て再処理してプルトニウムを分離すること（全量再処理政策）を目指してきた。

再処理に関しては、国内における再処理が原則とされてきたが、その計画が遅々として進まなかったこともあり、後述するとおり、国外における再処理委託が行われてきた。

⁵ 2025（令和7）年12月23日、廃炉作業中の「ふげん」で、作業員が装置の配管を切断したところ、放射性物質「トリチウム」を含む水が漏れたことを明らかになった。廃炉から期間が経過していたにもかかわらず、放射エネルギーは少なくとも4000万Bqと推定され、炉規法で定められた報告基準値（370万Bq）の10倍を超える。

② まず、国内では、計画が遅延する中、1975（昭和50）年になって、ようやく小規模の動燃東海再処理施設⁶における試験が開始された。ただし、これは高速増殖炉で使用された燃料の再処理のための施設ではなく、軽水炉燃料の再処理（図表1参照）のための施設である。しかも、試験は、溶解槽のピンホール⁷などトラブルの多発により操業開始直後から運転停止が長期化していた。

③ 高速増殖炉燃料の再処理（図表1参照）を目指す第二再処理工場については、当初、総建設費6900億円とされ、1978（昭和53）年長期計画では、「（東海再処理工場の次の）第二再処理工場の目途を1990年運転開始」と位置づけたが、政府はお題目を唱えるばかりで、具体的な建設はおろか計画も全く進んでいない。

(2) 本件再処理施設も稼働の見込みがないこと

他方、軽水炉燃料の再処理に関しては、原発を運転する電力会社を中心とあって、1980（昭和55）年に、本件再処理施設を運転する日本原燃の前身である原燃サービスを設立した。本件再処理施設は、1992（平成4）年12月に事業指定がなされ、1997（平成9）年の竣工（後に1998年8月に補正）を予定して1993（平成5）年に着工された。

ところが、この計画も遅々として進まず、本件再処理施設の運転開始の目途は、1982年長期計画では1990年頃、1987年長期計画では90年代半ばと、1994年長期計画では2000年過ぎ、2000年長期計画では2005年の操業にむけて建設中、などと後退・延期を続けてきた。2006（平成18）年11月に開始したアクティブ試験（ガラス固化体製造試験は翌年11月に開始）は、すぐに失敗して停止するなどトラブルが絶えない。本件再処理施設の状況については、次項（3項）で詳述する。

⁶ 東海再処理施設は、2006（平成18）年に操業を停止し、2018（平成30）年6月に原規委の廃止措置認可を受けた。しかし、全施設の廃止までには約70年もの歳月を要するとされる。

⁷ 配管の溶接部などに長期間加わるストレス性の腐食などによって生じる小さな穴。

(3) 国外における再処理委託契約

① 電力会社は、国内再処理という原則を掲げつつも、東海再処理工場が予定どおり操業できなかつたことから、それが遅々として進まない中、1976（昭和51）年と1977（昭和52）年にイギリス及びフランスの再処理工場との間で、全体で約7100トンもの使用済燃料について再処理委託契約を結んだ。これに基づいて、英仏の再処理工場では、プルトニウムが次々に分離・生成され続けた。

② その結果、日本は、2024（令和6）年末の時点で、国内に8.63トン、英仏に35.79、合計44.42トンのプルトニウムを保有している。余剰プルトニウムの保有は、国際的には、核拡散につながりかねないために、できるだけ早く減らさなければならぬとされる。特に、1992（平成4）年末から翌年初に行われたフランスから日本への1.5トンのプルトニウム海上輸送は、大きな批判に晒された。

そのため、1994（平成6）年原子力長期計画は、「日本がプルトニウム大国になろうとしている」という国際的な懸念を逸らすために、「余剰プルトニウムは持たない」と明記した。この計画において中心となったのが、次項で述べるプルサーマル計画である。

3 本件再処理施設の計画の挫折

(1) 度重なる延期

① 本件再処理施設に関しては、2015（平成27）年11月、竣工時期を2018（平成30）年度上期に変更することが発表されたが、2017（平成29）年10月、建屋に雨水が流入するトラブルなどについて点検しないまま、点検日誌に「異常なし」と記載していた問題が判明し、日本原燃の工藤健二社長は、完成目標の達成は「厳しい」とし、今後の見通しも「言及できる段階にない」と述べた。

2024（令和6）年8月29日には、完成時期がさらに約2年半延期

され、2026（令和8）年度末（2027年3月末まで）にすると発表
した。これで延期は27回目となった。ところが、設工認審査の長期化と
日本原燃の対応の遅れが原因で、予定した竣工は事実上困難となり28回
目の延期は確実で、操業（通常運転）は見通せない状況にある。

- 5 ② 建設中のMOX燃料工場についても、8回目となる完成延期となり、完
成時期は2027（令和9）年度中とされた。

(2) 新規制基準適合審査（事業指定変更許可）の状況（下表参照）

10 再処理事業の事業指定に関しては、2011（平成23）年3月に福島第
一原発事故が発生し、原子力規制委員会（以下「原規委」という。）が設立さ
れたことから、参加人は2014（平成26）年事業変更許可申請を行ない、
審査は新規制基準に照らしてやり直しとなった。

15 原規委は、前述した2017（平成29）年の虚偽記載について、保安規
定違反に当たると認定して、施設稼働の前提となる安全審査をいったん休止
することに決めたが、2020（令和2）年7月29日に、新規制基準に適
合しているとして事業指定変更許可を行った。現在は設計工事計画の認可に
係る審査が行われている。

竣工に向けた進捗状況(2025年6月30日時点)

年 月 日	進 捗 状 況
1992.12	事業指定
1993.04	着工 → 竣工予定1999.8
1999.12	使用済燃料貯蔵施設完成
	工場本体の工事完了
2001.04	試運転開始
2006.4～2008.10	アクティブ試験
2007.11～2013.6	ガラス固化試験
2011.3	東電福島第一原発事故
2013.12	新規制基準施行
2014.1.7	事業変更許可申請
2020.7.29	原子力規制委員会基準適合決定 → 変更許可
2020.12.24	第1回設計及び工事の計画認可申請 → 2022.12.24認可
2022.12.26	第2回設工認申請 → 審査中 竣工を2024年度上期に変更(26回目)
2024.8.29	竣工予定を2026年度(2026.4.1～2027.3.31)中に変更(27回目)

(3) 建設費用の増大

建設費用も、当初6900億円と発表されていたが、2011（平成23）年2月時点で2兆1930億円、2017（平成29）年7月時点で約2兆9500億円と大きく膨れ上がっている。2021（令和3）年6月には建設費4兆7300億円、総事業費が約14兆4000億円と発表された。現在の総事業費は15兆1000億円（2024年6月21日再処理機構発表）に膨れあがっている（建設費は追加工事等の影響で更に高騰する可能性が高い）。

(4) 「レッドセル問題」によって稼働は絶望的となったこと

① さらに、本件再処理施設は、いわゆる「レッドセル問題」によって、完成運転は絶望的とみられている。「レッドセル問題」とは、放射性物質で汚染され、作業員が立ち入れない「レッドセル」と呼ばれる区画内に存在する機器や配管につき、立ち入って耐震補強工事を行うことができないために、新規制基準で求められる耐震安全水準を確保できないという深刻な問題をいう。特に、試運転（アクティブ試験）で既に汚染が進み、高レベル廃液タンクなどの重要設備が、将来起こり得る巨大地震に耐えられない可能性があり、重大事故が発生するリスクが指摘されている。

この問題の核心は、新規制基準の適用によって、建設当初の想定よりも大きい地震動（基準地震動）を想定する必要が生じたにもかかわらず、レッドセル内の機器は設計・建設時の耐震性が低く、最新の基準を満たしていないこと（もっとも、この基準地震動自体も過小評価である）、基準を満たすためには耐震補強が不可欠であること、しかし、放射能で汚染されたレッドセル内では、作業員の立ち入りが制限されるため、耐震補強工事に必要な作業（目視検査、実測、補強作業）が事実上不可能であることにあ

る。

具体的には、高レベル廃液タンク、高レベル廃液混合槽、アルカリ濃縮廃液中和槽、関連する配管類（約5300件の機器で実機検査が困難な状

況も判明している)が耐震補強困難とされている。

② 原子力施設は、本来、将来の点検・修理・補強を前提に設計されるべきであるが、本件再処理施設は「使い捨て」に近い状態であり、この基本原則が守られていない。このような深刻な問題を抱えたまま、原規委が新規
5 制基準に適合するとして事業指定の変更を許可したことは、違法と言わざるを得ない。

③ また、本件再処理施設の敷地直下には、事業者と原規委が見落としている(意図的に想定外にしている)活断層(六ヶ所断層)の存在が指摘されて
10 おり、これが下北半島の沖合に存在する長大な海底断層(大陸棚外縁断層)と連動する可能性も指摘されている。これらの断層が活動すれば、敷地直下でM8を超える大地震が発生し、そのときには、基準地震動をはるかに超える地震動が、これらの耐震補強できない施設を襲う可能性がある。

更に、下北半島に近接したマグニチュード9を超える海溝型の震源域が存在し、上記同様の被害を本件再処理施設にもたらす危険性がある。

2026年12月8日、この震源域で最大震度6強の青森県東方沖地震が起きた。この後発地震として上記マグニチュード9超えの巨大地震発生が予想され、この地震による本件再処理施設敷地の震度は6強を想定されている。

④ 前述のように、本件再処理施設は、当初計画から既に約39年間も完成が遅れている状態である。建物と設備の大半は施工済みの状態であるが、長期にわたって運転できない状態が続き、運転開始前に、既に機器の劣化が危惧される状態にある。さらに、レッドセル問題によって、耐震性能をはじめとする安全確保も絶望的となっている状況下で、稼働はおよそ現実的ではない。速やかに廃止すべきであるというほかない。

4 プルサーマルとフルMOXは再処理さえやめれば不要な政策

(1) プルサーマル計画とは

- ① 核燃料サイクルは、使用済燃料を再処理してプルトニウムを抽出生成し、それを MOX 燃料に加工して、高速増殖炉の燃料とすることによって、資源の有効利用をはかる政策であった。

5 高速増殖炉計画が難航・遅延する中で、日本はプルトニウム利用計画の抜本的な見直しに迫られた。そこで、軽水炉での MOX 燃料の利用、プルサーマル⁸が高速増殖炉実用化までのつなぎとして、にわかにプルトニウム利用の中心的計画となったのである。これは、ウラン酸化物の使用済燃料を再処理工場で再処理したうえで、ウランとプルトニウムとの混合酸化物燃料（MOX 燃料）を生成し、これを再度ウラン用の軽水炉で一部（最大
10 で3分の1まで）使用するというものであった（図表1・②）。もっとも、これは、あくまでも使用済燃料を1度だけ再利用するというものであって、「サイクル」と呼べるものではない。

また、この計画は核燃料サイクルの中核を占める高速増殖炉サイクル政策からはみ出した余剰プルトニウム減らしを目的とする“苦肉の策”であり、
15 そもそもこれを実施することの実益と合理性は見出せないのである。

- ② 後述のとおり、1995（平成7）年頃の日本のプルトニウム保有量は10数トンであったが、現在は44トン以上にものぼる。

1997（平成9）年に入って、プルサーマル計画の早期実行方針が打ち出された。原子力委員会の決定である「当面の核燃料サイクルの具体的な施設について」（甲A765）では、プルサーマルについて、「2010
20 年頃までに十数基程度にまで拡大することが適当」とされ、各電気事業者
に「全事業者に係わるプルサーマル計画を速やかに公表すること」を求め

⁸ プルサーマルとは、プルトニウム（**plutonium**）と熱中性子炉（**thermal-neutron reactor**）をつなげた略語である。熱中性子炉とは、核分裂反応によって放出される高速の中性子を水などの減速材を用いて減速させて熱中性子とし、これによって核分裂連鎖反応を維持する原子炉である。要するに、MOX燃料を一般的な軽水炉で用いることを意味している。これに対し、高速増殖炉（Fast Breeder Reactor、FBR）は、中性子を減速させず、高速のまま核分裂連鎖反応を維持する点に特徴がある。

た(1頁)。電事連による計画の発表は2月に行われ、2010(平成22)年までに原発を所有する全電力会社の合計16~18基の原発でプルサーマルを実施するという全体計画が明らかになった。

- 5 ③ しかし、軽水炉におけるプルサーマル利用については、福島第一原発事故前の2010(平成22)年の段階でも玄海3号、伊方3号、高浜3号及び福島第一3号基の4基にとどまった。プルサーマル、すなわち軽水炉の一部だけでプルトニウム保有を削減することは難しく、保有プルトニウムを効率的に使用できる方策が必要となっていた。

(2) 新型転換炉によるプルトニウム利用計画の破綻から生まれたフルMOX

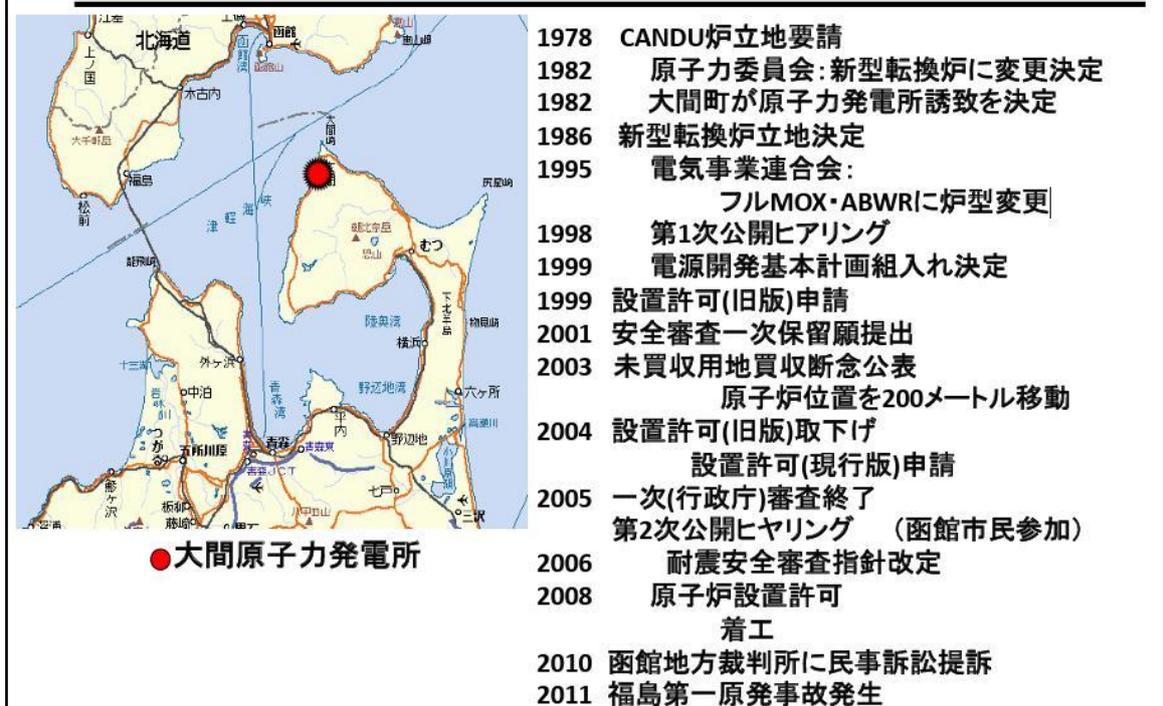
- 10 ① 新型転換炉計画が立ち行かなくなる過程で苦肉の策として考案されたのが、軽水炉の一部ではなく、全炉心にMOX燃料を装荷する135万kW級のABWR(フルMOX-ABWR)建設計画であり、それが大間原発である。

15 大間原発は、計画が立てられて以来、すでに30年を経過しているが、2011(平成23)年3月の福島第一原発事故のために建設が停止され、新規制基準の適合性審査が継続され、未だ建設が止まったままの状態である。

- 20 ② 図表3のとおり、大間原発に関しては、1978(昭和53)年当初、CANDU炉⁹としての建設が計画されていたが、1982(昭和57)年には新型転換炉へと変更され、1995(平成7)年にはそれも変更されてフルMOXが計画された。そして、2008(平成20)年4月に旧設置許可処分がなされ、沸騰水型の軽水炉の全炉心にMOX燃料を装荷することが認められた。

⁹ 中性子の減速及び燃料の冷却に、主に重水を使用することを特徴とする原子炉。カナダの加圧重水炉であり、Canada Deuterium Uraniumの頭文字からCANDU炉と呼ばれる。

大間原発計画の経緯(迷走の軌跡)



図表3 原子力資料情報室作成に係る大間原発計画の経緯

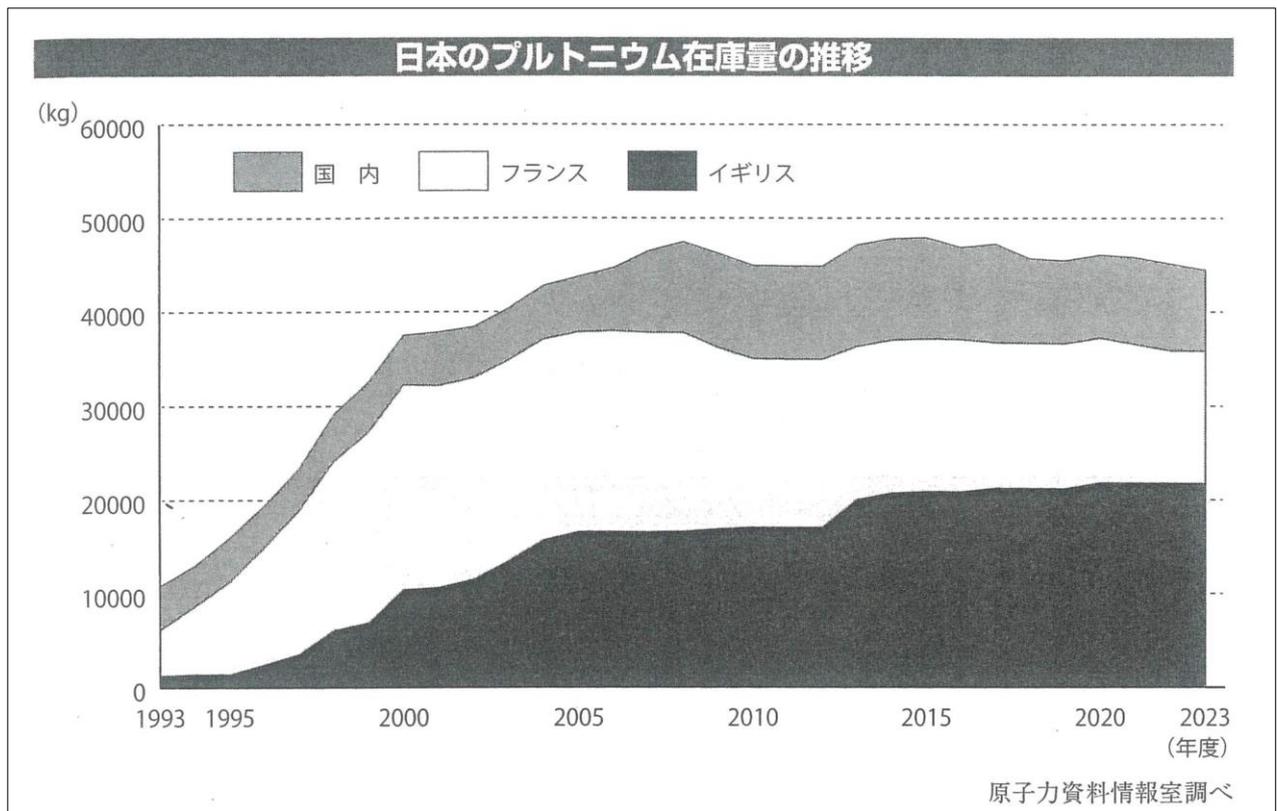
- ③ 大間原発においては、初装荷燃料の約3分の1をMOX燃料とし、以降、
- 5 少しずつMOX燃料の割合を増やしていき、最終的に全炉心をMOX燃料に交換していくことが予定されている。なぜこのような方法を採用するかといえば、フルMOXが世界に例のない商業用原子炉だからである。本来、実験炉、実証炉を経て商業炉とすべきところを、そのような安全確認のための
- 10 手続を踏まず、いきなり商業炉として使用するのが大間原発である。いわば、周辺住民や潜在的被害者の生命・身体の安全を危険に晒しながら行われる、壮大な実験なのである。

第4 プルサーマル計画の破綻

1 プルトニウム保有量の推移とプルトニウム利用計画の変遷

西暦	和暦 (年度)	保有量(トン)年			プルトニウム利用計画の変遷
		国内	海外再処理	合計	
1961	昭和36				原子力開発利用長期計画(以下、「長計」という):高速炉増殖実用化までのつなぎとしてプルサーマル実施を明記
1976	昭和51		英再処理委託		
1977	昭和52		仏再処理委託		
1981	昭和56				東海再処理工場運転開始
1993	平成5	4.684	6.197	10.881	
1994	平成6	4.352	8.720	13.072	長計:計画遂行に必要な量以上の余剰プルトニウムを持たない IAEAに対し国際公約 もんじゅ運転開始
1995	平成7	4.722	11.377	16.099	
1996	平成8	5.032	15.090	20.122	
1997	平成9	5.066	19.083	24.089	長計:2010年までに16~18基でプルサーマルの実施 原子力(委)の「2010年頃までに十数基までに拡大することが適当」との方針に基づき電事連が発表(後に2015年度末と変更)
1998	平成10	4.965	24.398	29.363	
1999	平成11	5.318	27.596	37.335	
2000	平成12	5.285	32.070	38.061	長計:利用目的のない余剰プルトニウムを持たない
2001	平成13	5.682	32.189	38.061	
2002	平成14	5.405	33.010	38.415	
2003	平成15	5.475	34.894	40.369	第1次エネルギー基本計画(以下、「基本計画」という):プルサーマルの着実な推進
2004	平成16	5.710	37.088	42.798	
2005	平成17	5.923	37.852	43.775	原子力政策大綱:利用目的のない余剰プルトニウムを持たない
2006	平成18	6.753			六ヶ所再処理施設でアクティブ試験開始~2008.10終了
2007	平成19	8.721			第2次基本計画:プルサーマルの着実な推進
2008	平成20	9.696			
2009	平成21	10.063	36.096	46.259	玄海原発3号機で我国初のプルサーマル発電開始
2010	平成22	9.936	35.025	44.961	第3次基本計画:プルサーマルの計画どおりの実施
2011	平成23	9.295	34.959	44.254	福島第一原発事故
2012	平成24	9.295	34.946	44.241	
2013	平成25	10.833	36.312	47.145	
2014	平成26	10.835	36.974	47.809	第4次基本計画:利用目的のないプルトニウム不保持の原則堅持。プルサーマル推進 東海再処理工場廃止決定
2015	平成27	10.832	37.115	47.947	
2016	平成28	9.844	37.056	46.900	もんじゅ廃止決定
2017	平成29	10.546	36.718	47.264	
2018	平成30	9.022	36.666	45.688	第5次基本計画:利用目的のないプルトニウム不保持の原則を堅持。保有量の削減に取組み、プルサーマルの一層の推進。原子力(委)「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」-プルトニウム保有量の上制限決定。
2019	平成31	8.850	36.615	45.475	
2020	令和2	8.854	37.216	46.070	
2021	令和3	9.277	36.540	45.819	第6次基本計画:プルサーマルの一層の推進
2022	令和4	8.640	35.870	44.510	
2023	令和5	8.640	35.831	44.471	
2024	令和6	8.63	35.79	44.42	
2025	令和7				7次基本計画:2030年度までに少なくとも12基の原発でプルサーマルの実施を目指す。

プルトニウム保有量の推移と利用計画の変遷(表 1)



上記表 1 と図表からわかるように、海外委託再処理及び東海・六ヶ所再処理による国内外のプルトニウム保有量は、1993年～1995年10トン代、
 5 1996年～1998年20トン代（倍増）、1999年～2002年30トン代、2003年～2023年40トンで推移している。

その特徴は、1994年原子力利用開発長期計画（以下、長計という）が余剰プルトニウム不保持を明記し、1997年に政府が国際公約した後も保有量は増え続け、同年長計が16～18基のプルサーマルを発表し、2009年には国内初のプルサーマル発電炉玄海原発3号基が運転開始したにもかかわらず、削減の成果は現れず逆に20トン代から30トン代に増加。2000年長計が利用目的のない余剰プルトニウム不保持、2003年から始まったエネルギー基本計画もプルサーマルの着実推進を強調したが、40トン代半ばの横ばい状態が続き、2024年度末時点の保有量は44.42トンと明らかな余剰状態にある。
 10
 15

2 余剰プルトニウム削減の外圧と政府の対応

我が国の余剰プルトニウム保有に対して、核不拡散条約（NPT）に基づく国際秩序（核不拡散、原子力平和利用）の維持、核物質防護条約（PP）に基づく核テロ防止の観点から、我が国の余剰プルトニウム保有に対する米国などの国際社会から厳しい非難の声が高まり、日本政府は次のような対策をとるに至った。

① ・ 1991年8月 原子力委員会核燃料サイクル専門部会報告書「我が国における核燃料サイクルについて」において「必要以上のプルトニウムを原則として持たない」と決定。

・ 1994年以降公表された長計、原子力政策大綱、エネルギー基本計画（以下、基本計画という）は、一貫してプルサーマルの推進とプルトニウム余剰の解消を明記した。

② 1997（平成9）年1月の政府国際公約

1997年12月、日本を含む主要プルトニウム保有国が、核不拡散と透明性向上のために、国際原子力機関（IAEA）に対してプルトニウム在庫量等を報告することを内容とする「国際プルトニウム指針」が採択された。

この採択に先立ち、日本政府は、1997年1月に原子力委員会が決定した「日本のプルトニウム利用計画」の「余剰プルトニウムを持たない」原則を確認し、IAEAに通達して国際公約とした（甲A766）。

③ 2018（平成30）年7月、保有量の上制限決定

米国政府は、2017年度末時点で、我が国の国内外のプルトニウム保有量が47.264トンに達した状況に鑑み、上述の核不拡散等の観点から、日本政府に対して、プルトニウム保有量の増加を抑えてその上限をもうける制度、いわゆる「キャップ制」の導入を求めた（甲A767の1、2）。

これに基づいて、原子力委員会は、2018年7月31日、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」（甲A768）により、次のように保有量の上制限を行う決定を行った。

核不拡散と平和利用に係る透明性を高めるため

「プルトニウムの保有量を減少させ、現在の水準を超えることはない。プルサーマルの着実な実施に必要な量だけ再処理が実施されるよう認可を行う。プルトニウム需給バランスを確保し、再処理から照射までのプルトニウム保有量を最小限とする」

5

3 プルサーマル計画頓挫の現状

(1) プルサーマル原発と MOX 供給の停滞

新規制基準への適合性確認を経て現在運転中のプルサーマル実施原発は 3 原発 4 基（玄海 3，伊方 3、高浜 3，4）にとどまり、申請中の原発泊 3，
10 大間、女川 3，東海第二、浜岡 4 は許可は出たものの実施時期は未定であり（島根 2 は 2029 年度の発電開始が予定）、7 次計画の「2030 年度までに 12 基導入」は掛け声倒れに終わる状況にある。

プルサーマル計画の本命とされている大間原発の建設工事進捗率はわずか 38% にすぎず、2026 年 1 月電源開発社長は「目標としてきた 2030 年度の運転は、かなり厳しくなっている」との認識を示しており、プルト
15 ニウム削減に寄与できる状況からは程遠い。

また、プルサーマルに必要な六ヶ所 MOX 燃料加工工場の建設工事進捗率は 12% と低迷している。イギリスはプルサーマルから撤退、ベルギーは MOX 工場を閉鎖している。MOX 燃料加工の外注先であるフランスのメロックス工場はトラブル続きで、MOX 燃料の安定供給は望めない状況にある。
20

(2) プルトニウムの需給バランス

① プルトニウムの需給（利用量）と供給（回収量）

㊦ 電事連が 2021 年 2 月 26 日、2025 年 2 月 14 日及び 2026 年 2 月 20 日に発表したプルトニウム利用計画（甲 A769，甲 A770、甲 A771）は下図のとおりである（各計画の複合表）。
25

原子炉	年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	2021									
高浜3・4号	0.0	0.7	1.4		0.0	0.7	0.7	0.0	全社合計	
伊方3号	0.2	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	電力会社・原子炉の特定なし	
玄海3号	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0		
合計	0.2	0.7	1.4	0.7	0.0	0.7	0.7	0.0	3.3	約6.6※
		← 4.4トン →								

※2030年度までに約6.6トンプルトニウムを消費できるよう
利用量を段階的に引き上げていく。

プルサーマル4基による2021～2028年度の利用（消費）量は
4.4トンにすぎない。国内MOX燃料の利用開始時期は、2031年
度以降となる見込み。

～2030年度は利用量約6.6トンを計画しているが、これは基本
計画が目指す12基操業を前提とした数量と思われる。しかし、この数
値は六ヶ所再処理施設の本格操業（800トン再処理・回収プルトニウ
ム6.6トン）に合わせただけの具体的根拠のない希望的利用量にすぎ
ない。

④ 一方、日本原燃が2026年1月28日に発表した下表「六ヶ所再処
理施設の暫定の操業計画」（甲A772）によると、

(1) 六ヶ所再処理施設の暫定の操業計画（処理可能な年間再処理量）											
年度	2026		2027		2028		2029		2030		
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
再処理可能量（トンU _{Pr} ）※1	0		70		170		90		400		
	-	0	0	70	60	110	0	90	190	210	
プルトニウム 回収見込量（トンPut）※2	0		0.6		1.4		0.7		3.2		
	-	0	0	0.6	0.5	0.9	0	0.7	1.5	1.7	

※1：照射前金属ウラン(U_{Pr})換算量を記載。
※2：全プルトニウム(Put)量を記載。
(補足)

① 2027年度は溶液・廃液処理運転を実施し、その後に使用済燃料のせん断を開始する。
② せん断開始以降、安全・安定運転を最優先に、段階的に再処理量を増やしていくと共に改良型ガラス溶融炉の導入を行い、2032年度を目途に年間の最大再処理能力である800トンU_{Pr}まで再処理可能量を引き上げていく。
③ ガラス溶融炉は、所定の寿命到達までに計画的にリプレースすることとしており、1系列目を2028年度から2029年度にかけて予定している。これに伴い、2029年度の再処理可能量は低下する。
④ プルトニウム回収見込量は、再処理する使用済燃料のタイプや時期等により変動する。小数第2位を端数処理（四捨五入）した。

竣工予定2026年度の回収量は0.0トン。

2027（操業予定）～2030年度（プルサーマル12基目標年度）
回収量は合計5.9トン。

2032年度を目途に年間800トン再処理まで引き上げて6.6トン。

5

② 供給（回収）が需要（消費）を上回る一需給バランスの崩壊

㊦ 需給量比較表

	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
需要 (利用)	0.2	0.7	1.4	0.7	0.0	0.7	0.7 (計4.4)	0.0	3.3	約6.6	6.6	6.6
供給 (回収)						0.0	0.6	1.4	0.7	3.2 (計5.9)	(6.6)	6.6
						竣工 予定	操業 予定					800ト ン処理

10

㊦ プルサーマル原発4基により2021～2028年度までの8年間
かけてプルトニウムを合計4.4トンしか利用・消費できないのである
から、この実績に照らし暫定操業計画の2026～2030年度5年間の
回収見込量合計5.9トンは計算上全量消費し切れない数量であり、
余剰が出る。

15

㊦ 2027年度（操業開始）から2032年度までの需給バランス
供給（回収）は2032年度以降は6.6トン、需要（利用）は20
30年年度以降約6.6トンで需給バランスはほぼ変わらず、プルトニ
ウムの削減は無く余剰は続く。

20

ただ注意すべきは、上記利用量約6.6トンは、第7次エネルギー基
本計画の「2030年までに少なくとも12基のプルサーマル実施」が
実現することを前提としている点である。

そこで検討するに、残された期間内に12基全基によるプルサーマル
を実施することは、これまでの実施原発が4基しかないこととその実施
実績、規制委審査の長期化が予想され操業までに長期間を要すること、
地元了解の困難性、MOX加工事業が停滞している国内外の実情、ウラ

ン燃料と比べてMOX燃料の価格が高額であること（9～10倍以上）、プルサーマル発電特有の危険性が大きいこと等諸般の事情を総合的に考慮すると事実上不可能に近く、利用計画は机上の空論の域を出ない。従って、基本計画の実施年度である2030年度までに6.6トンを利用・消費すること、それ以降の6.6トン利用は実施不可能と言わざるをえない。

㊦ まとめ—需給バランスの崩壊

以上のように、12基のプルサーマルが計画どおりに実施されず、他方で本件再処理施設が日本原燃の計画どおり操業すれば、供給（回収）が需要（利用）を上回り、余剰は解消されるどころか累積増加の一途を辿ることになる。そうなるとプルトニウム需給バランスは崩壊する。

プルトニウムの更なる余剰を招かないために、本件再処理施設の操業は中止すべきである。

(3) キャップ制上限オーバー

2024年度のプルトニウム保有量は44.42トンであり、前記キャップ制上限の47.26トンまでは、2.84トンの余裕しか残っていない。

従って、プルサーマルが計画どおり実施されなければ、早晚キャップ制上限をオーバーする事態を迎え、その違反を問われ本件再処理施設の操業中止を迫られることは必至である。

4 まとめ—本件再処理施設は不要

六ヶ所再処理の主目的は、使用済燃料を再処理してプルトニウム分離生成して「資源」を有効利用することにある。

ところが、高速増殖炉サイクルは破綻（もんじゅ廃止）、プルサーマル計画が頓挫したことにより、これ以上六ヶ所再処理施設を稼働してプルトニウムを作る必要性は失われた。使い道（有益性）のないプルトニウム分離は、核不拡散条約、日米原子力協定等の国際法規や平和利用目的を定めた原子力基本法、原子炉等規制法等の国内法令に違反する。

プルサーマル計画は、全量再処理政策の弥縫策にすぎず、経済性と安全性に欠けるプルサーマルは直ちに中止すべきである。

第5 プルトニウム利用関連で続発した重大事故

5 1 動燃東海再処理工場事故と東海村JCO臨界事故

(1) 前述のとおり、プルトニウムの利用に関しては、もんじゅのナトリウム火災事故など重大な事故が発生したが、その後も大事故が続発した。1997（平成9）年3月11日には、動燃東海再処理工場でのアスファルト固化体火災爆発事故、さらに、1999（平成11）年9月30日には、2名の死者を出した茨城県東海村のJCO臨界事故が発生したのである。

(2) JCO臨界事故は、高速増殖炉（実験炉）常陽のための高濃縮ウラン（濃縮度18.8%）の硝酸ウラニル溶液の製造工程で発生した。9月30日、転換試験棟にて、株式会社JCOの作業員たちが、硝酸ウラニル溶液を沈殿槽にバケツで流し込む作業を行っていた。この作業はそもそも適切な作業ではない。JCOは、臨界事故防止を重視した正規マニュアル（ウラン粉末を「溶解塔」という装置で硝酸を加えて溶解）ではなく、裏マニュアル（ステンレス製容器でウラン粉末を溶解し、バケツで「貯塔」に流す）を作成していたが、実際にはその裏マニュアルとも異なる手順（「貯塔」ではなく「沈殿槽」に流す）で作業が行われていた。

午前10時35分頃、7杯目をバケツで流し込んだところ、沈殿槽内で硝酸ウラニル溶液が臨界となり、沈殿槽は言わば「むき出しの原子炉」状態となり、短時間の被ばくで致死量に達する中性子線が発生し、建物内部だけにとどまらず、事業所の敷地外の住民まで被ばくさせた。同11時15分、臨界事故の可能性ありとの第一報がJCOから科学技術庁になされたが、JCOは消防に対する通報では原子力事故である旨を伝えなかったため、出動した救急隊員までも放射線に被ばくすることとなった。

同11時52分、高線量被ばくした作業員3名を乗せた救急車が国立水戸

病院へと出発した。他方、東海村は国やJCOから臨界事故の状況に関する満足な情報が得られず、村から住民に対する屋内退避の呼びかけの広報が始まったのは、科学技術庁への第一報から1時間15分以上も経過した12時30分からとなった。被ばく量が比較的少なかった1名は治療の結果命を取りとめたが、2名は染色体破壊、多臓器不全によって死亡した¹⁰。ほかにも、臨界状態を収束させるために作業を行った関係者7名が年間許容線量を超える被ばくを余儀なくされた。被ばく者の総数は、事故調査委員会で認定されただけでも667名であった。

10 2 JCO臨界事故の反省と教訓

(1) 1999（平成11）年12月24日に作成された原子力安全委員会ウラン加工工場臨界事故調査委員会報告によると、事故の直接的原因は、使用目的が異なりまた臨界安全形状に設計されていない沈殿槽に、臨界量以上のウランを含む硝酸ウラニル溶液を注入したこと」とされ、それ以外に、作業工程上、運転管理上、技術管理上、経営管理上、許認可上及び安全規制上の様々な問題点が指摘されている。

(2) 報告書の記載を見ると、福島第一原発事故において指摘された「安全神話からの脱却」であるとか、「安全最優先」「安全文化の醸成」といったことが、すでにJCO臨界事故時から指摘されていたことが分かる。これらの指摘を無視して、引き続き効率性を重視し、安全性を軽視し続けた結果、福島第一原発事故が発生したのである。電力事業者は、いわば安全軽視の常習犯であり、福島第一原発事故は、安全軽視によって起こるべくして起こった事故と言わねばならない。

(3) これに加えて、島崎邦彦・元原規委委員長代理が退任後に述べた「電力会

¹⁰ 事故調査委員会報告書において、「1人が亡くなられる」と記載されているが、その後にさらに1名が亡くなっている。

社は最低線¹¹を探ってくる」「ごまかせるのであれば、それでいいという感覚ではないでしょうか。安全文化が大事などと言葉では言いますが、そんなものはない。それが私の印象です」との発言を併せて考えれば、福島第一原発事故後も、依然として、電力会社は安全を軽視した経営を続けているというほかない。この点は、本件訴訟の判断材料とされなければならない。

第6 データ捏造事件と重大事故によってプルトニウム利用計画は頓挫

1 いくつものデータ捏造・隠ぺい事件

さらに、英国核燃料公社のMOX燃料点検データねつ造問題や東電の点検データねつ造・改ざん・隠ぺい問題などが次々に発覚した。原子力利用への国民の不信は高まる一方であり、柏崎刈羽原発と福島第一原発3号機で予定されていたプルサーマル計画も白紙状態になった。

これらのスキャンダルによって、世界最大の民間電力会社である東京電力の全17基の原発が、2003（平成15）年4月から約1ヶ月間、全面的に運転を停止する事態となり、原子力発電の必要性にも疑問が投げかけられた。

2 美浜3号機配管破断事故

関西電力でも、燃料ペレット検査データねつ造問題を起こしたMOX燃料が英国に送り返されたほか、2004（平成16）年8月9日には、5名の死者、6名の重症者を出した美浜原発3号機の配管破断事故が発生した。

この事故によって、明らかな安全管理の欠落が批判され、福井県知事の了解は凍結となったが、2008（平成20）年4月になると、福井県知事は、高浜原発3、4号基のプルサーマル実施を再び了解した。

3 高浜原発3、4号機

¹¹ 安全対策などに投じる費用を極小化する目的を優先させ、いかに低コストで再稼働させるか、そのギリギリのラインを探るという意味。

高浜原発3, 4号基でのプルサーマルは、1998年12月16日に許可され、フランス・メロックス工場で製造されたMOX燃料が2010年6月から2025年11月までの間通算7回海上輸送で搬入されている(甲A773)。

5 2021年11月に搬入されたMOX燃料を、2025年10月に4号基で使用する予定であったが、16体のうち8体につき燃焼度が制限を上回るおそれがあることを理由に使用されなかった。メロックス工場製造のMOX燃料にはたびたび不正が発覚したり不良品が続出したりして使用中止の措置がとられている(甲A774)。

10 4 新潟中越沖地震と新耐震指針

(1) さらに、2007(平成19)年7月、柏崎刈羽原発を地震が襲った。新潟中越沖地震である。福島第一原発事故は、柏崎刈羽原発が中越沖地震によって運転が停止されている状況で、東京電力が、柏崎刈羽原発の運転再開とプルサーマルの実施を急ぐ過程(まさに、安全よりも効率・経済性を優先させた結果)で発生した。

(2) 2006(平成18)年に制定された新耐震設計審査指針では、極めてまれに発生する可能性のある津波にも、原発は対応することを求めている。

東電の土木グループは、この指針に基づいて、2008(平成20)年には、経営幹部に対して、2002(平成14)年に政府の地震調査研究推進本部(以下「推本」という。)が公表した長期評価にもとづく津波対策の実施を提案した。しかし、武藤常務らは、費用が掛かる、対策を始めた場合、原子炉の停止を地元から求められることなどを理由に、対策の可否を土木学会という電力会社が議事をコントロールできる専門機関の検討に委ね、その検討期間中は何らの対策を講じないという判断を行った(2008(平成20)年7月31日武藤常務決定)。

20 2010(平成22)年3月24日に原子力安全・保安院(以下、単に「保安院」という。)の審議官だった森山善範氏が、部下の小林氏や名倉氏に対し

て送ったメールが残っている。出所は、政府事故調の調査の過程で作成された同人の事実調査書である（甲A775）。これは重要なもので、「1F3号機の耐震バックチェックでは、貞観の地震による津波評価が最大の不確定要素である」「津波の問題に議論が発展すると、厳しい結果が予想されるので評価にかなりの時間を要する可能性は高く、また結果的に対策が必要になる可能性も十二分にある。」といった内容である。

5
10
(3) この時点で、この問題を必死に取り上げようとしていたのが、保安院の小林室長である。小林室長は、政府事故調の聴取結果の報告書（甲A776, 777）の中では、福島津波の問題についてきちんと審査をするべきだと意見を述べたところ、2009（平成21）年の秋から2010（平成22）年にかけての時期だと思うのですが、野口審査課長という彼の上司から、「余計な事を言うな」と、それから原広報課長からは「クビになるよ」と言われたことを述べている。

15
当時、福島第一原発ではプルサーマルの実施が計画されており、福島県から同意を取ることが重要であった。そのプルサーマルに悪影響がある、差し支えるからそういうことを言うなという圧力が保安院の審査官にもかけられていたことが分かる。

電力会社と保安院の人々が結託してプルサーマルを進めるためには、津波対策に話が広がらないようにする、そういう工作を続けていたのである。

20
25
(4) 保安院は、本来2006（平成18）年には、耐震バックチェックで津波対策を3年以内（2009（平成21）年秋）に完了させるよう指示していた。その方針を保安院が貫いてくれれば、津波対策の先送りはできなかった。ところが、中越沖地震という災害を口実に、東京電力による大きな抵抗にあう。厳しい見方をしていた保安院のスタッフの見解がきちんと引き継がれないという状況の中で、保安院の姿勢は、ずるずると後ずさりしていった（規制が機能しなかった）。それが福島第一原発事故につながったこともまた、福島第一原発事故後の原子力施設差止訴訟等において絶対に無視してはならない事

実である。

5 福島第一原発事故とプルサーマルでの大量消費計画の破綻

5 いずれにせよ、2010（平成22）年まで、軽水炉でのMOX燃料利用、プルサーマルで大量のプルトニウム利用が見込まれていたが、利用原発の停滞、様々な隠蔽、データの捏造、重大事故や自然災害が重なり、その果てに福島第一原発事故が発生したことによって、このような計画は完全にとん挫した。

6 浜岡原発の基準地震動に関するデータ捏造

10 (1) 中部電力は、浜岡原発4号基でのプルサーマルを計画し許可を得ていたが、福島第一原発事故等が原因でプルサーマル操業は実施されていない。

(2) その後のデータの捏造事件

15 2026（令和8）年1月5日、中部電力が、浜岡原発の安全審査において、安全確保の要となる基準地震動の策定に係るデータを意図的に捏造し、小さく見積もっていたことが明らかとなった（図表4）。

2011年3月	東日本大震災、福島第1原発事故が発生
5月	菅直人首相(当時)の要請を受けて中電が稼働中の4,5号機を停止
14年2月	中電が4号機の審査を原子力規制委員会に申請
15年6月	中電が3号機の審査を規制委に申請
18年以前 (時期不明)	地震動のセットを多数作り、意図的に1セット選ぶ方法で不正操作
18年以降	意図的に代表波を選ぶ方法で不正操作
19年1月	審査で実際とは違う代表波の選定方法を説明
23年9月	規制委が最大加速度1200 μ gの基準地震動を了承
25年2月	原子力規制庁に外部から「恣意(しい)的な操作が行われている」と情報提供
12月18日	中電がデータ不正操作の疑いを規制庁に報告
19日	規制庁が審査を停止
26年 1月5日	中電が第三者委員会の設置を決定、不適切事案を発表
7日	規制委の山中伸介委員長が審査白紙に言及

図表4 中部電力によるデータ不正操作を巡る経緯¹²

¹² <https://biz.chunichi.co.jp/news/article/10/119792/>

捏造の内容は、基準地震動を策定する前提となる「統計的グリーン関数法」について、計算した数千組（数千波）の地震動データのうち、実際には、平均以下の地震波であったにもかかわらず、これを恣意的に「平均に最も近い波」として「代表波」として選定し、なおかつ、この「代表波」があたかも平均的な地震波に見えるように、他の19組（19波）を選定してグラフに描いてデータを捏造し、虚偽の説明をしていたというものである。

これは、1月7日の原規委でも指摘されたように、研究の分野でいえば、データの捏造による研究不正そのものである。

(3) 電力事業者の不正行為は論外であるが、より深刻なのは、原規委が、この不正を見抜けず、同原発の基準地震動（震源を特定して策定する地震動）について、2022（令和4）年4月15日には、「おおむね妥当」との判断をしていたことであり、今回の外部からの公益通報によるまで、不正を見抜けなかったという事実である。山岡耕春委員は、「中部電力は真摯に取り組んでいると信じていたが、非常に大きな失望を感じた」などと発言したが、そもそも推進側である電力会社を安易に「信じ」ること自体が規制行政としてあまりにも不適切であり、電力会社は不正を行わないかのような楽観主義（≡安全神話）に陥っていると言わざるを得ない。不正を見抜けなかった原規委が、失望とか遺憾などというのは責任転嫁であり、筋違いも甚だしい（甲A778）。

(4) そもそも、原子力事業者は、経済的利益を追求することを目的とする営利団体（株式会社）であり、経済的利益を追求するために安全を疎かにするという契機を内在している。福島第一原発事故後も全く変わっていない。それは、前述のとおり、島崎邦彦・元原規委委員長代理が、「彼ら（電力会社）は最低線¹³を探ってくるんです」「ごまかせるのであれば、それでいいという感覚ではないか」などと厳しく指摘していたとおりである。

¹³ 安全対策などに投じる費用を極小化する目的を優先させ、いかに低コストで再稼働させるか、そのギリギリのラインを探るという意味。

(5) 1月9日の毎日新聞朝刊では、2007（平成19）年に、電力会社が揃って不祥事を公表したことや、1970年代からの虚偽報告の例が東京電力だけで199件に上ること、北陸電力で、1999（平成11）年に発生した臨界事故が8年間隠されていたことなど、これまでの不祥事や隠ぺいなどを振り返ったうえで、「中部電力浜岡原発のデータ捏造にあぜんとする」「原子力規制委員会が審査を白紙にしたのは当然だが、見抜くのが遅れては存在意義が問われる」「次々に再稼働に進む他の原発の安全性はきちんと確保されているのか。原発をめぐる不祥事の歴史を振り返れば疑問がわく」などと指摘している（甲A779）。

10 (6) このような事態になってもなお、原規委の山中伸介委員長は、「他の事業者につきましては、審査検査の中で類似した不正の兆候は見出されておりませんし、何かこの事案を受けて水平展開をするつもりはございません」などと発言している。浜岡原発について、公益通報があるまで「不正の兆候」を見抜けなかったという原規委の落ち度など全く反省していないこのような態度を続ける限り、原子力規制行政に対する信頼は回復できない。原規委の審査には全く信頼性がないというべきである。

第7 本件再処理施設はその稼働の正当性・有益性を欠くこと

1 本件再処理施設が生産する予定のプルトニウムについては、その用途が喪
20 れていること

原子力長期計画でプルトニウムを消費することが計画された高速増殖炉常陽・もんじゅ、新型転換炉ふげん、軽水炉でのMOX燃料利用＝プルサーマルなどの計画が全て行き詰まっていることはこれまで述べてきたとおりである。もんじゅは廃止、新型転換炉は開発中止、プルサーマルは頓挫、とりわけプルサーマルの本命と目されるフルMOX炉の大間原発が稼働遅延する中で、本件再処理施設の本格稼働によって分離されるプルトニウムは、プルサーマルでは消費しきれないほどの量であり、かつ施設操業によって更なる余剰を増やすことになり、余剰プルトニウムを持たないという政策に違反することは言うまでもな

い。

このように、本件再処理施設が生産するプルトニウムは、その用途が喪われており施設の必要性は認められない。

5 2 本件再処理施設と大間原発の計画を停止すれば、問題は解決する

大間原発は余剰プルトニウムの存在を前提として、その消費のための計画として考案されたものであり、本件再処理施設を閉鎖し、プルトニウム生産を停止することこそが、最も経済的な合理性に沿っている。

ちなみに、大間原発で消費されるプルトニウムは、全て他の電力会社が所有するプルトニウムであり、電源開発に譲渡されると説明されている。要するに、プルサーマル計画を進められない他の電力会社のプルトニウムが、大間原発に押し付けられているのである。

3 余剰プルトニウムは廃棄物として処分すれば足りる

15 そもそも、潜在的被害者の生命や身体の安全を危険に晒すというリスクを冒してまで、プルトニウムを原子力発電の燃料として利用する必要は必ずしもない。利用を断念し、廃棄物として処分すればよいのである。

20 実は、日本においても、2018（平成30）年7月、原子力委員会が保有プルトニウムについて、プルサーマル利用を基本としつつも、研究開発に利用されるプルトニウムについては「その利用又は処分等の在り方について全てのオプションを検討する」と、廃棄も含めた削減の方針を示している。これを受け、原子力研究開発機構（JAEA）も、再利用が困難なプルトニウムを廃棄物として処分する方針を示している。

25 4 イギリスでは民生プルトニウムを廃棄物として処分する方針を採択した

2025（令和7）年1月24日、イギリス政府は、保有する民生プルトニウムを廃棄物として処分する方針を示した。日本政府がイギリスにおいて保有

するプルトニウム2万1735kgは、イギリス政府と交渉すれば、廃棄費用を支払って廃棄することも可能なのである。

5 本件再処理施設と大間原発の建設・運転の計画は、高速増殖炉でプルトニウムを増殖させるという核燃料サイクル政策の考え方からも逸脱し、当初の目的を失いつつ、政策の修正ができないために漂流を続けている日本の原子力開発の象徴のようなものである。

10 余剰プルトニウムを持たないという目的を達成するためには、非常に高価で管理も難しいMOX燃料を、絶対に原発で利用しなければならないというわけではない。余剰プルトニウムは廃棄物として「不動化」などの方法で廃棄することを政策として選択すれば足りるのである。それが世界の趨勢でもあり、本件再処理施設と大間原発は、全く必要がなく、単に、周辺住民に危険だけを押し付ける、社会通念上受忍できない原子力施設である。

第8 日本政府の再処理政策への固執の背後に何があるのか

15 1 相次ぐ政権幹部による核武装容認発言と核抑止論

日本政府が以上のような、経済的な合理性がない再処理政策に固執する背景には、どのような意図があるのだろうか。

これまでも、政府として、潜在的な核保有能力を維持したいという考えがあるのではないかという指摘は続いていた。

20 例えば、安倍晋三官房副長官(当時)は、2002年5月27日の参院予算委員会で、週刊誌(6月2日付 サンデー毎日)が報じた“核兵器の使用は違憲ではない”とする発言について、「政府の従来からの解釈を紹介したものだ」と述べて認めた。この発言は、安倍氏が5月13日に東京・早稲田大学での講演で、「戦術核を使うと言うことは昭和35年(1960年)の岸(信介=故人)総理答弁で『違憲ではない』という答弁がされています。それは違憲ではないのですが、日本人はちょっとそこを誤解しているんです」と述べたというものである。安倍氏の予算委員会答弁は、「自衛のための必要最小限度を超えない限り、核兵器

25

であると、通常兵器であるとを問わず、これを保有することは、憲法の禁ずるところではない」という核兵器保有についての政府の統一見解（1978年3月）を示した上で、「核兵器は用いることができる、できないという解釈は憲法の解釈としては適当ではない」というものである。

5 この時点で、安倍氏は「憲法論と政策論とは別だ」と主張し、憲法上、核兵器使用は認められるが、「非核三原則」という政策があるのでできないと述べていた。

10 次に、2006年10月9日に北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)による核実験が行われた。これを受けて、麻生太郎外務大臣、中川昭一・自民党政調会長が日本の核保有に関する論議が繰り返された。麻生外務大臣は、「隣の国が(核兵器を)持つことになった時に、(日本が核武装の是非を)検討するのもだめ、意見の交換もだめというのは一つの考え方とは思いますが、議論しておくのも大事なことだ」と発言した。

15 中川政調会長も「憲法でも核保有(核武装)は禁止されていない。核があることで攻められる可能性が低くなる。やればやり返すという論理はあり得る。当然、議論があってもいい」などと発言した。

 2011年、稲田明美防衛大臣は「長期的に日本独自の核保有を単なる議論や精神論ではなく国家戦略として検討すべし」(正論3月号)と論述した。

20 2016年4月15日、安倍内閣閣議決定で「日本の核兵器の保有や使用が必要最小限度であれば憲法で禁止されていない」とする政府見解について「変更はない」と改めて表明(甲A780)。

 2025年11月7日、立憲民主党(当時)の岡田克也元外相の質問に対して、高市早苗首相は、次のように答弁した。

25 「例えば台湾を統一、あの、完全に、まあ、中国北京政府の支配下に置くような、えー、ことの為にどのような手段を使うか、ま、それは単なる、ま、シーレーンの封鎖であるかもしれないし、武力行使であるかもしれないし、それから偽情報、サイバープロパガンダであるかもしれないし、それは、あの、色んな

ケースが考えられると思いますよ。だけれども、あの、それがやはり戦艦を使ってですね、そして、武力の行使もともなうものであれば、ま、これは、あの、どう考えても存立危機事態になり得るケースであると私は考えます。」

5 この高市首相による台湾有事存立危機事態発言に続いて、2025年12月17日、官邸記者団のオフレコ囲み取材の場で、安全保障を担当する日本政府高官が「日本は核保有すべきだ」と発言したと報じられた（甲A781）。

10 この発言は、尾上定正内閣総理大臣補佐官（国家安全保障に関する重要政策及び核軍縮・不拡散問題担当）の発言である。同氏は官邸のホームページによれば、平成23年8月統合幕僚監部防衛計画部長/平成25年8月航空自衛隊幹部学校長兼日黒基地司令（空将昇任）/平成26年8月航空自衛隊北部航空方面隊司令官/平成28年7月航空自衛隊補給本部長/平成29年8月退官/令和元年7月ハーバード大学アジアセンター上席フェロー/令和5年12月防衛大臣政策参与を経て内閣総理大臣補佐官に任命された。

15 このように、尾上氏は、自衛隊制服組最高幹部から官邸入りした人物である。高市氏は自身の2022年4月12日付コラムで「古くからの飲み友達であり、同じ奈良県出身者でもある」と紹介している。2025年春には、日本会議系の北海道で行われた講演会に、二人で登壇し講演している。

さらに、官邸ホームページによれば、尾上氏は、12月に三菱電機、三菱重工、川崎重工を相次いで訪問している。

20 同補佐官は自民党内や公明党内からも更迭論が出る中で、更迭されていない。高市政権の官邸内で、核武装の可能性が議論されていることは確実である。

25 石破前首相は、3.11の後「原発の技術を維持するということは、核兵器を作ろうと思えば一定期間のうちに作れるという『核の潜在的抑止力』になっている」と述べて、原発技術（プルトニウム保有）が核抑止力になる趣旨の発言をしている（2011年10月5日号SAP10のインタビュー記事の要約）。

2 非核三原則の見直し論

高市首相は、かつて非核三原則の一つ「核を持ち込ませず」の原則に対して否定的見解を述べており、今後三原則の見直しを行う公算が大きい。

3 核武装しないことは、単なる政策ではなく、日本国の法的な義務である

5 1955年に制定された原子力基本法は、第2条1項において「原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」と定めている。日本の原子力開発が、平和利用に限定されたものであることは、政府の政策による限定にとどまらず、法的な義務である。

10

4 核武装しないことは、日本国の国際条約上の義務である

核拡散防止条約（NPT：Nuclear Non-Proliferation Treaty）は、米・露・英・仏・中の5大国を核兵器国と定義し、それ以外の国への核兵器拡散防止、非核兵器国の核開発禁止、および原子力の平和利用と核軍縮を目的とした1970年発効の国際条約である。

15

日本政府は1976年に同条約を批准している。

同条約は、191カ国・地域が加盟する世界最大の核軍縮の枠組みであり、前記尾上氏は核軍縮担当の内閣総理大臣補佐官である。条約は、1995年に無期限延長が決定された。

20 条約は、非核兵器国による核兵器の製造・取得を禁じている。また、国際原子力機関（IAEA）の査察（保障措置）を受け入れなければならない。

インド、パキスタン、イスラエルが条約に未加盟である。北朝鮮は2003年に脱退を宣言している。日本が核武装するということは、この条約を脱退するということを意味する。これまで、日本は、NPT体制を重要視してきたが、核武装を目指すことを宣言した時点で、世界各国から強い批判を浴びることは避けられない。

25

アメリカのドナルド・トランプ大統領は2025年6月21日夜、米軍がイラン

国内の3カ所の核施設を空爆したと発表した。

日本政府が核武装の可能性を公式に検討を始めた段階で、ロシア、中国政府さらには北朝鮮などからの強い反発を招き、本件再処理施設に対する軍事攻撃を招く可能性がある。

5

5 再処理政策を放棄することが急務である

このような、政権幹部による核武装発言が続く背景には、日本政府が大量の余剰プルトニウムを保有しているという事実がある。

再処理政策の放棄を公言し、余剰プルトニウムを不動化し、核兵器に転用することができない状態とすることが、日本の非核国家としての姿勢を全世界に示すことにつながるものと信ずる。

10

6 減容化・有害度低減目的も無理

第7次基本計画は、「我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本方針としている」とする。

15

再処理が資源の有効利用とならないことは、前述のようにプルトニウム利用計画が破綻している事実から明らかであるが、減容化・有害度低減の目的は、資源の有効利用論が破綻したため、副次的に付け加えられたものにすぎない。

20

日本原燃らは、ガラス固化体にすると使用済燃料の体積は30～40%減容し、処分地も狭くてすむと主張するが、再処理により新たな大量の低レベル廃棄物が出ることや再処理の目途が立っていないMOX使用済燃料などがカウントされていない。ゴミの総量は逆に増えると試算されている。有害度低減技術は、実験段階で失敗に終わっており、実用化には程遠いのが実情である。

25

第9 まとめ

以上のとおり、本件再処理施設において、プルトニウムを生産することには、

稼働の正当性・有益性はない。

すなわち、潜在的被害者に敢えて危険をもたらす本件再処理施設の稼働を正当化できるほどの有益性は存在しないというほかなく、原告らを含む潜在的被害者にとって、その内在する危険を受忍せざるを得ないと評価することはできない。

5 それだけで、原告らの人格権を侵害する具体的危険が認められるべきであり、本件再処理施設の許可は取り消されなければならない。

また、仮に、稼働を正当化できる有益性が否定されないとしても、通常の原子力施設と比較してその正当性・有益性が乏しく、その潜在的な危険性も原発とは比べ物にならない大きさであるから、より高度の安全性が求められる。

10

本準備書面の要点については、原告ら準備書面（145）—平和目的利用条項に違反するプルトニウム余剰—において詳細主張したが、陳述から約10年を経過しているため、新たな情報を追加して主張を整理したものである。